認定ＮＰＯ法人子ども支援センターつなっぐ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、認定ＮＰＯ法人子ども支援センターつなっぐという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、性的虐待、その他の虐待、性暴力、いじめ等の暴力被害児（被害児であったものを 含む（以下「被害児等」という。））に対して、医療、法的支援、教育、多機関の連携に関する事業を 行い、被害児等の権利を擁護し被害からの回復に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(4)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動
(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　被害児等の権利擁護事業
(2)　被害児等、その周囲の人の心身の回復に対する支援事業
(3)　専門知識をもった支援者の養成事業
(4)　虐待、性暴力、暴力等の発見、介入、予防に関する普及啓発事業
(5)　被害児等の負担軽減や証拠収集に関する研究事業
(6)　前各号の事業に関する広報活動・調査研究、政策提言及び連携促進に係る事業
(7)　その他第３条の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。
（退会）
第 10 条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上　２０人以下
(2)　監事　１人以上　３人以下
2　理事のうち、１人以上２人以内を代表理事とし、必要な時に理事会の議決を経て副代表理事及び常務理事を若干名おくことができる。
（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会において互選する。
（職務）
第 15 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
3　常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第19条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第21条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業計画及び予算に関する事項

(4)　事業報告及び決算に関する事項

(5)　役員の選任等に関する事項

(6)　入会金及び会費に関する事項

(7)　長期借入金に関する事項

(8)　その他理事会が必要と認める重要な事項

（開催）

第22条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第24条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第26条　総会における議決事項は、第23条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第27条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第２項、次条第１項及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第29条　理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第30条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　会員の除名
(2)　総会に付議すべき事項

(3)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(4)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第31条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第32条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第33条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
（定足数）
第34条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（資産の区分）
第 39 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。
（資産の管理）
第 40 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。
（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（事業報告及び決算）
第 45 条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を得なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第 46 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。
（長期借入金）
第 47 条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 48 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第 25 条第３項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
（解散）
第 49 条　この法人は、法第 31 条第１項に掲げる事由により解散する。
２　法第 31 条第１項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。
（残余財産の帰属）
第 50 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）
第 51 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 52 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章　委員会等

（委員会等）
第 53 条　この法人は、業務企画の推進のために、企画運営委員会および専門部会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。
2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第 11 章　事務局

（事務局の設置等）
第 54 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 12 章　雑則

（細則）
第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	田上　幸治
同	飛田　桂
理事	新井　康祥
同	飯島　奈津子
同	奥山　眞紀子
同	酒井　邦彦
同	島田　恭子
同	田村　正博
同	仲　眞紀子
同	藤田　香織
同	丸山　洋子
同	山下　康
同	吉田　尚子
監事	千歳　博信

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から 2021 年３月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　入会金

正 会 員	個人	5,000 円	団体	15,000 円
賛助会員	個人	3,000 円	団体	10,000 円

(2)　年会費

正 会 員	個人	5,000 円	団体　15,000 円
賛助会員	個人	１口	3,000 円（１口以上）
	団体	１口	10,000 円（１口以上）

附　則
この定款は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。
附　則
この定款は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。
附　則
この定款は、令和 年 月 日から施行する。